特別養護老人ホーム ぬくもりの里伊勢宮 利用単位表 ①

(ユニット型指定短期入所生活介護サービス) 2割負担の方

R5年4月1日現在

※1単位=10. 17円での計算となります。端数が出るので、ご利用日数によって利用料金が変わります。 合計目安に加算単位は含まれていませんので、ご承知おきください。

<利用者負担第1段階>

(生活保護受給者の方)

介護度	施設利	用単位①	目安(小数点切]捨)	食費	居住費	合計目安(1月	3)
要支援1	523	単位/日	1,064	円			2,184	田
要支援2	649	単位/日	1,320	円			2,440	田
要介護1	696	単位/日	1,416	円			2,536	円
要介護2	764	単位/日	1,554	円	300 円/日	820 円/日	2,674	田
要介護3	838	単位/日	1,704	円			2,824	丑
要介護4	908	単位/日	1,847	円			2,967	円
要介護5	976	単位/日	1,985	円			3,105	円

<利用者負担第2段階>

(住民税非課税世帯、合計所得金額と年金収入合計が80万以下、かつ預貯金等の合計が650万円(夫婦1,650万円)以下の方)

(1 × 0 1) 0) 1 # 1 1 1 0		77113 120- 1	F * * T F F		, 3 , 3, 1 , 4 , 6 , 5 , 3, 4, 7, 1 <u>11 , 1</u>	, -> H H / 1 / > /	310.,000,001	
介護度	施設利	用単位①	目安(小数点な	刀捨)	食費	居住費	合計目安(1日	Ξ)
要支援1	523	単位/日	1,064	円			2,484	円
要支援2	649	単位/日	1,320	円			2,740	田
要介護1	696	単位/日	1,416	円			2,836	円
要介護2	764	単位/日	1,554	円	600 円/目	820 円/日	2,974	円
要介護3	838	単位/日	1,704	円			3,124	円
要介護4	908	単位/日	1,847	円			3,267	円
要介護5	976	単位/日	1,985	円			3,405	日

<利用者負担第3段階①> ※第3段階②の方は食費が1,300円となります。

(住民税非課税世帯、合計所得金額と年金収入合計が80万超120万円以下、かつ預貯金等の合計が550万円(夫婦1,550万円)以下の方)

介護度	施設利	用単位①	目安(小数点切]捨)	食費	居住費	合計目安(1日	
要支援1	523	単位/日	1,064	円			3,374	円
要支援2	649	単位/日	1,320	円			3,630	円
要介護1	696	単位/日	1,416	円			3,726	円
要介護2	764	単位/日	1,554	円	1,000 円/日	1,310 円/日	3,864	円
要介護3	838	単位/日	1,704	円			4,014	円
要介護4	908	単位/日	1,847	円			4,157	円
要介護5	976	単位/日	1,985	円			4,295	円

<利用者負担第4段階>

(上記以外の方)

介護度	施設利	用単位①	目安(小数点な	刀捨)	食費	居住費	合計目安(1月	日)
要支援1	523	単位/日	1,064	円			4,670	円
要支援2	649	単位/日	1,320	円			4,926	円
要介護1	696	単位/日	1,416	円			5,022	円
要介護2	764	単位/日	1,554	円	1,600 円/日	2,006 円/日	5,160	円
要介護3	838	単位/日	1,704	円			5,310	円
要介護4	908	単位/日	1,847	円			5,453	円
要介護5	976	単位/日	1,985	円			5,591	円

<その他の利用料金>

その他自己負担していただくもの				
•医療費	•理美容代			
•教養、娯楽費	・クリーニング代			

※<利用者負担第3段階②>

(住民税非課税世帯、合計所得金額と年金収入合計が120超、 かつ預貯金等の合計が500万円(夫婦1,500万円)以下の方)

特別養護老人ホーム ぬくもりの里伊勢宮 加算単位表 ②

加算	単 位	備考
送迎加算	184単位/日	利用者の居宅と事業所間の送迎を行った際の加算。
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	介護福祉士が80%以上 または、勤続10年以上介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(皿)	6単位/日	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上 勤続7年以上が30%以上のいずれかに該当
療養食加算	23単位/日	医師の発行する食事箋に基づいて提供。 例)糖尿病食・心臓病食
機能訓練体制加算	12単位/日	常勤機能訓練指導員1名以上配置
認知症行動· 心理症状緊急対応加算	200単位/日	医師が緊急で利用が必要だと認めた場合に 入所日から7日間を限度として算定します。
看護体制加算(I)	4単位/日	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	看護職員の配置が25:1以上 医療機関との連携
緊急短期入所受入加算	90単位/日	事前に利用計画が無く、介護支援専門員が緊急の利用を認めている場合について、入所日から7日間を限度に算定します。
夜勤職員配置加算(Ⅱ口) (※見守り機器などを導入している事、夜勤職員全 員がICTを使用している事、安全体制を確保してい る事)	18単位/日	夜勤を行う職員基準の介護職員の数に0.8を 加えた数以上介護職員を配置している場合

介護職員処遇改善加算(I)	(①の単位数+②の単位 数)×0.083=介護職員処 遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.083を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(①の単位数+②の単位数)×0.027=介護職員等特定処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.027を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	(①の単位数+②の単位数)×0.023=介護職員等特定処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.023を乗算したものが単位になります。
介護職員等ベースアップ等支援加算	(①の単位数+②の単位数)×0.016=介護職員等ベースアップ等支援加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.016を乗算したものが単位になります。